

宇美町パトロール実施報告書

令和07年10月30日AM9:30出発 走行距離8km

パトロール実施箇所 宇美町役場出発

- ①宇美二丁目 小林酒造横⇒②下宇美 おかべ小児科横⇒
- ③上宇美 中央公民館前⇒④障子岳 済水場横⇒
- ⑤貴船一丁目 ちびっこ運動広場横⇒⑥宇美五丁目 役場裏

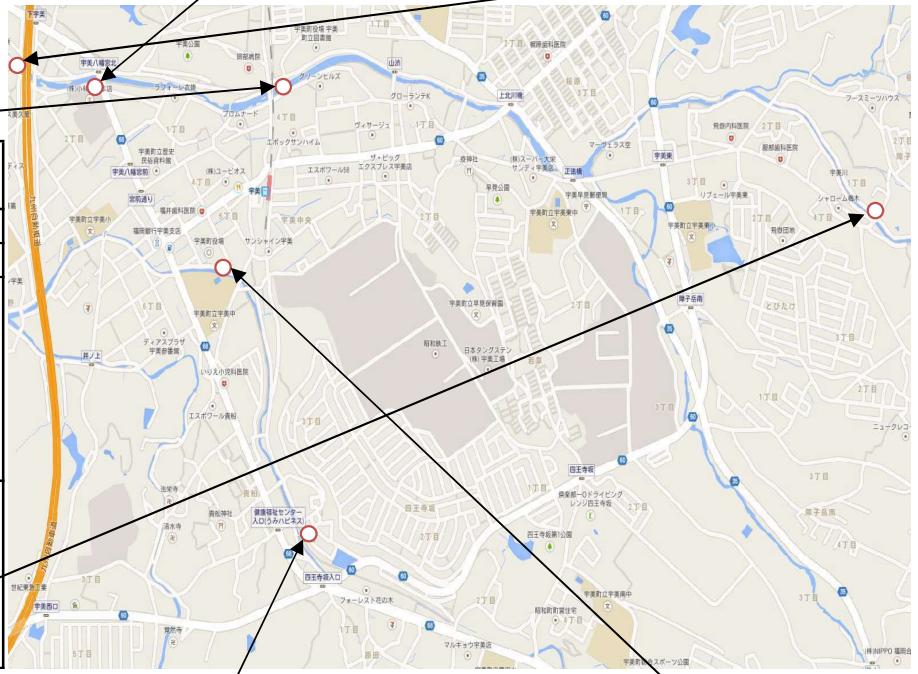
会社名	救命講習修了証	①宇美二丁目 小林酒造横	②下宇美 おかべ小児科横
西部環境(株)	第47-008号		
林土木工業(株)	第47-009号		
(株)ワイズ西日本	第47-007号	危険箇所詳細 草木多い	危険箇所詳細 草木多い
事務局	第43-013号		
合計			
車両写真			 

③上宇美 中央公民館前

危険箇所詳細

草木多い



④障子岳 済水場横

危険箇所詳細

草木多い




⑤貴船一丁目 ちびっこ運動広場横

危険箇所詳細

草木多い




⑥宇美五丁目 役場裏

危険箇所詳細

特になし


無

様式第3号（第3条関係）

都市公園使用・占用許可書

7宇環第701号

令和7年9月11日

申請者

住所 福岡市中央区那の川二丁目7番2-504号

氏名 一般社団法人 21・建設クラブ・福岡

経営運営最高責任者 山中 好雄 殿

宇美町長 安川 茂伸



宇美町都市公園条例施行規則第3条の規定に基づき、申請のあった都市公園の使用・占用について、下記のとおり許可する。

記

使用・占用の目的	宇美町防災パトロールに係る活動のため		
使用・占用の期間	令和7年10月 2日	令和7年10月 9日	
	令和7年10月 16日	令和7年10月 23日	
	令和7年10月 30日	令和7年11月 6日	
	令和7年11月 13日	令和7年11月 20日	
	令和7年11月 27日		9日間
	9時30分	から 10時30分	まで 1時間
公園名	ちびっこ運動広場		
使用・占用の内容	駐車場部分 400 m ²		
使用・占用料	宇美町都市公園条例施行規則第12条第3号の規定により免除		
許可の条件	上記使用・占用に起因する諸問題については、申請者において措置すること。 また、用地の確保については、使用・占用の期間の範囲内で使用者が行うこと。		

※ 設置物件等が電柱等である場合において、複数本のものを集約して許可するときは、公園名の欄は「●●公園他●公園」等と記入し、公園名等の一覧表を添付すること。